

発議案第 13 号

議会改革調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 25 日 提出

提出者 南部町議会運営委員会委員長 三嶋 義文

南部町議会議長 景山 浩 様

別紙

議会改革調査特別委員会の設置について

本特別委員会は、地方創生時代に対応した議会組織のありかた、町民に寄り添う議会運営及び活性化のための調査及び研究をするため、地方自治法第109条第1項及び南部町議会委員会条例第6条の規定により議会改革調査特別委員会を設置し、付託のうえ次の調査及び研究を行う。

調査及び研究事項

- (1) 議会のあり方についての調査及び研究
- (2) 委員会の構成等についての調査及び研究
- (3) 議会の議員定数等についての調査及び研究
- (4) 上記に定めるもののほか議会の活性化に資する調査及び研究